

日本語教室助成金交付要綱

(目的)

第1条 本要綱は、北九州市内に在住する外国人に対して日本語学習の機会を提供し、地域における多文化共生の促進を図るため、日本語教室の運営資金として交付する助成金(以下、「助成金」という)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、別表1に掲げる地域日本語教室(以下、「教室」という)を運営する代表者とする。

(助成金額及び助成限度額)

第3条 教室の運営に係る年間の助成金額は、登録学習者が5人以下は3万円、6人から9人は4万円、10人以上は5万円とする。

2 前項に掲げるもののほか、日本語教育環境の充実に資する項目を対象に次に掲げる金額を限度に助成する。

経費項目	助成限度額
(1)オンライン環境(Wi-Fi ルーター、有償 zoom 等)	5万円
(2)外部講師招聘(謝礼金、旅費)	5万円
(3)ボランティアのスキルアップ(研修参加費、旅費等)	3万円
(4)教材(図書)	3万円
(5)上記のほか特に必要と認められたもの	3万円

(募集)

第4条 助成金の募集は、原則として年度ごとに1回とし、毎年6月末までに教室の代表者に通知するものとする。

(交付の申請)

第5条 教室の代表者は、次に掲げる書類を添えて、公益財団法人北九州国際交流協会理事長(以下、「理事長」という)に助成金交付を申請する。

- (1)助成金申請書(様式第1号)
- (2)登録学習者及びボランティア名簿(様式第2号)

(交付の決定及び精算)

第6条 理事長は、助成金申請書が適切と認められたときは速やかに助成金の交付を決定し、教室の代表者に通知する。

- 2 理事長は、第3条第2項に規定する助成金額を概算払いすることができる。
- 3 前項の助成金を受領した教室の代表者は、年度末までに領収書等を添えて、理事長に精算報告を提出し、助成金の精算をしなければならない。

(交付の取り消し)

第7条 理事長は、助成金の交付に関して次の各号の一に該当した場合は、助成金の交付の全部または一部を取り消すことができる。

- (1)偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2)助成金を他の用途に使用したとき。
- (3)その他助成金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

(助成金の返還)

第8条 理事長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 協会が得た個人情報は、適切な範囲において協会が実施する日本語教室支援事業のために利用される場合がある。

(委任)

第10条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定めるものとする。

(附則)

本要綱は、平成30年7月27日から施行する。

(附則)

本要綱は、令和3年6月8日から施行する。

別表1

令和3年度 助成金交付申請対象 地域日本語教室リスト

	教室名
1	とりあえず日本語（小倉北）
2	小倉南日本語教室 KONAN JLC
3	GYC にほんごっちゃ☆
4	しもそね日本語教室
5	戸畑日本語教室「あやめ」
6	若松日本語教室「かっぱ塾」
7	学研ボランティアの会「日本語会話サークル」
8	国際交流村にほんご教室
9	日本語談話室
10	ジャスミン
11	草の根国際交流「ひみこの会」
12	国際交流ボランティア「結の会」
13	国際交流ボランティアグループ RISING

※「ボランティアによる日本語教室のご案内 にほんご Class Map」記載順